

芦屋市立図書館資料収集方針等基準

芦屋市立図書館

芦屋市立図書館資料収集方針等基準

1 目的

図書館は、利用者の知的欲求を資料の収集・提供で応える役割を有する。芦屋市立図書館はこの役割を果たすため、『芦屋市立図書館資料収集要綱』に基づき、資料の収集・保存・除籍に関する基準を定めるものとする。

2 組織および責任

収集・除籍等資料の選択については、図書館職員の合議によって行い、図書館長はこの検討を受けて最終的な決定に関して責任を負う。

3 収集

基本方針

図書館は図書館の自由に関する宣言(1979年改訂社団法人日本図書館協会総会決議)前文の本旨に基づき、資料収集に努める。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

4 資料収集の範囲

この基準で扱う資料の範囲は次のとおりとする。

(1) 図書資料

ア 一般図書

- イ 児童図書
- ウ 郷土資料
- エ 行政資料

(2) 図書以外の資料

- ア 新聞
- イ 雑誌
- ウ 点字・録音図書
- エ その他の資料

(3) 特別資料

- ア 田尾スポーツ文庫
- イ 松本バスケットボール文庫
- ウ 芦屋ゆかりの文学

5 選択基準

「日本十進分類法」(別紙「第二次区分表」)に基づき、以下のとおり選択基準を定める。なお、利用者からのリクエストおよび寄贈資料の受け入れについても、この基準に従うものとする。

(1) 一般図書

ア 総記

- (ア) 図書館・書誌学・読書指導・著作権・出版・博物館等に関する資料は幅広く収集する
- (イ) 情報科学に関する資料は基本的な技術書・概説書を中心とする

イ 哲学

- (ア) 哲学, 心理学, 倫理学, 宗教学は基本図書を収集する
- (イ) 宗教の分野は各宗教の原典に忠実な翻訳書・概説書を収集する
- (ウ) 入門書から概説書・専門書まで収集する

ウ 歴史

- (ア) 歴史, 地理など各分野の基本図書を収集する
- (イ) 入門書から概説書・専門書まで収集する
- (ウ) 日本史・世界史は通史・各国史・時代史など幅広く収集する
- (エ) 伝記は幅広く収集する

- (オ) 日本・世界各国の地理・地誌は幅広く収集する
- (カ) 旅行書・ガイドブックは新しい内容の保持に努める
- (キ) 各分野の辞典・事典・図鑑類は幅広く収集する

エ 社会科学

- (ア) 政治, 法律, 経済, 統計, 社会, 教育, 風俗習慣, 国防など各分野の基本図書を収集する
- (イ) 入門書から概説書・専門書まで収集する
- (ウ) 社会科学は時代性と密接に関わっているので, 今日的主題を扱った資料も収集する
- (エ) 法律, 統計および日常生活に必要な実用書は新しい内容の保持に努める

オ 自然科学

- (ア) 数学, 物理学, 医学など各分野の基本図書を収集する
- (イ) 入門書から概説書・専門書までを収集の範囲とし, 高度の専門書は収集しない
- (ウ) 自然科学は専門化・細分化する分野なので, わかりやすく書かれた図書を中心に収集する
- (エ) 各分野の辞典・事典・図鑑類は幅広く収集する

カ 技術

- (ア) 工学, 工業, 家政学など各分野の基本図書を収集する
- (イ) 入門書から概説書・専門書までを収集の範囲とし, 高度の専門書は収集しない
- (ウ) 技術は専門化する分野なので, わかりやすく書かれた図書を中心に収集する
- (エ) 住宅, インテリア, 家政学・生活科学の分野は, 趣味・実用に役立つ資料を収集する

キ 産業

- (ア) 農林水産業, 商業, 運輸, 通信など各分野の基本図書を収集する
- (イ) 入門書から概説書・専門書までを主な収集の範囲とし, 高度の専門書は収集しない
- (ウ) 産業は専門化する分野なので, 新しい動向に留意し, わかりやすく書かれた図書を中心に収集する

(エ)園芸・ペットなどの分野は、趣味・実用に役立つ資料を収集する

ク 芸術

(ア)美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽などの各分野の基本図書を収集する

(イ)入門書から概説書・専門書まで収集する

(ウ)芸術は教養・趣味・娯楽に役立ち、暮らしを豊かにする図書を中心に収集する

(エ)美術、音楽、演劇の分野は、鑑賞・研究に役立つ資料を収集する

(オ)全集・叢書・写真集・名品集なども収集する

(カ)各分野の辞典・事典・図鑑類は幅広く収集する

ケ 言語

(ア)各言語の基本図書を収集する

(イ)日本語については、国語学・文法・方言・語源など入門書から概説書・専門書までを収集する

(ウ)英語については、入門書を中心に専門書までを収集する

(エ)その他の言語は入門書を中心に収集する

(オ)各言語の辞典は幅広く収集する

コ 文学

(ア)日本の小説、随筆、詩歌、作品集、評論、研究書などについては、古典から現代まで幅広く収集する

(イ)入門書から概説書・専門書まで収集する

(ウ)日本近・現代文学は最も利用の多い分野であり、各ジャンルにわたって幅広く収集する

(エ)外国文学も日本文学に準ずる

(オ)児童文学に関する研究書は幅広く収集する

(カ)各分野の辞典・事典は幅広く収集する

(2) 児童図書

児童図書については以下の点に留意して収集する。

ア 総記

(ア)学習・総合学習に対応できる百科事典、年鑑など

イ 哲学・宗教

(ア) 哲学・道徳・宗教については、学習に役立つもの

ウ 歴史

(ア) 歴史については、史実を忠実に表現しているもの

(イ) 伝記については、より多くの人物に多様な面からアプローチできるもの

(ウ) 地理については、日本国内および各国の最新情報に留意する

エ 社会

(ア) 子どもが、社会に対する見方を広げ、深めていけるもの

(イ) 社会の新しい動向について記述されているもの

(ウ) 対立する意見に対しては、それぞれの観点に立つもの

オ 自然科学

(ア) 子どもが、科学的なものの見方や、考え方を深めていけるもの

(イ) 自然に対する興味や関心を深め、子どもと自然とのふれあいの手引きとなるもの

(ウ) 子どもの疑問に対して、結果だけでなく、過程や考え方を示しているもの

(エ) 科学・技術の進歩にあわせ、最新の情報を取り入れたもの

カ 技術・産業

(ア) 科学技術やその応用について、わかりやすく書かれたもの

(イ) 料理・手芸などは、娯楽性、実用性の高いもの

(ウ) 科学技術・産業の進展にあわせ、最新の情報を取り入れたもの

キ 芸術

(ア) 娯楽性、実用性の高いもの

(イ) 図版、写真、イラストを使ったもの

ク 言語

(ア) 言語については、日常の学習の手助けになるもの

(イ) 外国語は英語を中心に収集する

(ウ) 辞典類は重点的に収集する

ケ 絵本

- (ア) 絵と文が一体化しているもの
- (イ) 絵がストーリーに沿って無理なく展開しているもの
- (ウ) 構図がしっかりしているもの
- (エ) リズミカルでわかりやすい言葉をつかっているもの
- (オ) 活字のバランスが適切なもの

コ 童謡・詩

- (ア) 言葉のもつ美しさや響き, リズムなど耳から聞いても楽しめるもの
- (イ) 創造性に富み, 子どもの詩的感性に訴えるもの
- (ウ) わらべうた, 手あそびうたなどを扱ったもの

サ 昔話・民話・伝説

- (ア) 昔話のもつ面白さ, 不思議さ, 美しさ等をふまえ, 子どもの文学として位置づける
- (イ) 原話の持ち味をいかしているもの
- (ウ) 背景にあるそれぞれの国, 民族の文化を伝えているもの

シ 文学

- (ア) 豊かな想像力を養えるもの, 子どもの視野を広げるもの, 好奇心を喚起させるもの
- (イ) 創造性, 文学性に富み, 読みやすい文体で書かれたもの
- (ウ) 古典として既に評価をうけているものについては, 原文に忠実であり, 原著について解説が付されているもの
- (エ) 翻訳作品については, 原文の意味を正確に伝え, 日本語として適切な表現であるもの

(3) 郷土資料

- ア 郷土資料は積極的に収集する。
- イ 郷土資料とは, 芦屋市および西宮・尼崎・伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・神戸の各市町の諸現象・事物を直接主題とする資料をいう。
- ウ 兵庫県全般を扱った資料も上記に準じる。ただし, 以下の資料は郷土資料とはしない。
 - (ア) 上記地域出身あるいは在住者の著作であっても, 主題の内容が郷土と関係ないもの
 - (イ) 上記地域出身者を扱った著作であっても, 主題・内容が郷土と関係ない

もの

(ウ)出版者が上記地域内であっても、著作の主題・内容が郷土と関係ないもの

(4) 行政資料

- ア 行政資料とは、図書館が定めた芦屋市および外郭団体の発行する資料をいう。
- イ 上記の行政資料以外は、郷土資料として扱う。
- ウ 組織改正や資料名の変更にも留意し、継続してもれなく収集する。

(5) 新聞

- ア 今日的な情報源として幅広く収集する。
- イ 受入タイトルは別に定める。
- ウ 朝日新聞、毎日新聞の阪神版は永年保存とする。

(6) 雑誌

- ア 様々なジャンルの雑誌を収集する。
- イ 受入タイトルは別に定める。
- ウ 永年保存分は別に定め、欠落のないよう特に留意する。

(7) 点字・録音図書

- ア 協カボランティア団体と調整しながら、他機関が所蔵しない資料を中心に作成・収集する。

(8) その他の資料

- ア 視聴覚資料については、今後の技術・メディア開発の進展にあわせ、必要に応じて収集する。
- イ 電子資料等については、収集・提供・保存が必要と判断したものは収集する。
- ウ 地図資料
 - (ア)地図とは、図書の形態ではなく、一枚ものの地図および地形図を指し、阪神間の地図は重点的に収集する
 - (イ)芦屋市の地図資料は積極的に収集する

(9) 特別資料

- ア 「田尾スポーツ文庫」は、現蔵書の保存に留意する。
- イ 「松本バスケットボール文庫」は、現蔵書の保存に留意する。
- ウ 「芦屋ゆかりの文学」は芦屋にゆかりのある文学者の作品を収集し、保存する。

6 その他留意事項

(1) 参考資料

- ア 一般図書・児童図書とも、それぞれの分野・主題の参考調査業務に必要な資料を幅広く収集する。
- イ 参考資料の種類を別に定めることができる。

(2) 外国語資料

- ア 外国語資料とは、出版地を問わず外国語で書かれた資料とする。
- イ 各国の言語・文化に関する資料を中心に収集する。
- ウ 文学を中心に収集する。

(3) 政府刊行物

- ア 政府刊行物は幅広く収集する。

(4) 漫画

- ア 学習漫画を中心に収集する。それ以外の資料については、漫画で表現することによって理解を深めていけるものを精選して収集する。

(5) 複本について

- ア 利用が特に多い資料については、上限を定めて複本を揃える。

(6) その他

- ア 以下の資料は、収集対象としない。
 - (ア) 学習参考書
 - (イ) 問題集等、書き込み式になっている資料
 - (ウ) しかけ絵本等破損しやすい資料
 - (エ) 付録が主となっている資料

7 保存

将来にわたる資料提供に備え、必要な資料を保存する。保存対象資料は、歴史的価値が高いもの、類書が少ないもの、絶版等で入手困難なものとする。ただし、類書が多いもの、実用書は例外とする。なお、利用に供する基準として下記のとおり保存期限を定める。

- (1) 古典・名著・基本図書…20年
- (2) 上記以外の図書……………10年
- (3) 雑誌……………保存期限を別に定める。
- (4) 新聞……………1年

※ただし、阪神版（朝日新聞・毎日新聞）は永年保存とする

8 除籍

常に新鮮で適切な蔵書構成を維持するために、資料の除籍を行う。なお、除籍資料のうち必備的資料であると判断したものについては、買替え等により常備するように努める。除籍対象となる資料は次のとおりとする。

- (1) 汚・破損のため利用に供せない資料
- (2) 内容が古くなり、資料的価値がなくなった資料
- (3) 複本があるもの
- (4) 蔵書点検等により所在不明が確認され、3年以上経過した資料
- (5) 貸出されてから3年以上経過し、回収不能な資料
- (6) 災害等、不可抗力の事象によって亡失した資料

9 リサイクル

除籍した資料のうち、再利用できるものは、学校などの団体や図書館利用者に無料で提供する。それ以外のは古紙リサイクルまたは廃棄物として処理する。

芦屋市立図書館資料収集方針等基準

■編集・発行

芦屋市立図書館

芦屋市伊勢町1 2番5号

■発行日

平成 2年3月31日(第1版)

平成 13年7月 3日(第2版)

平成 26年3月31日(第3版)